

# ウォー・ギルト・プログラム—対日占領下における情報教育政策に関する考察—

賀茂道子

## 要約

本論稿は、米国占領下において、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）民間情報教育局（以下 CIE）によって行われた、「戦争の有罪性（war guilt）」を日本国民に認識させるための情報教育政策「ウォー・ギルト・プログラム」に関する考察を行うものである。「ウォー・ギルト・プログラム」は、1980 年代に、江藤淳によって世に紹介された。江藤は、このプログラムは東京裁判と一体化したものであり、それまでの自存自衛のための大東亜戦争史観を否定し侵略戦争であった太平洋戦争史観を国民に植え付けるためのものであるとした。その後 GHQ 史料が国内でも閲覧可能となり、占領史研究の蓄積がなされるようになつたが、このプログラムに関する学術的な検証は、プログラム初期に実行された「太平洋戦争史」、「真相はこうだ」といった個別政策プログラムをメディア史的観点から検証するもの以外は、ほとんど行なわれていない。そのため江藤が最初に提示した、東京裁判と連動して侵略戦争観を示し、「戦争の有罪性」とは主に戦争の侵略性であるとする解釈がなされてきた。

しかしながら、これまでの研究ではプログラムの全体像が示されておらず、どのような背景の下、実際に何が行われたのかといった基本事項がいまだ明らかとなっていない。また、プログラム開始から 2 ヶ月間の最も盛んな情報発信がなされた時期に、プログラム関連の CIE 報告書等に「戦争の侵略性」に関する言及がなされていないこと、「太平洋戦争史」及び「真相はこうだ」において戦争開始経緯よりも戦争開始後の具体的戦闘状況に多く割かれていることなどから、果たして「戦争の有罪性」は「戦争の侵略性」であるのかとの疑問がわく。

本論ではこうした問題意識のもと、政治的背景および国民の視点という新たな分析視角を加え、①プログラム全体を通して何が行われたのか、②「戦争有罪性」とは具体的に何を指しているのか、③東京裁判との関係はどのようなものか、との 3 つの課題を設定して、捉えなおした。とりわけ、「戦争の有罪性」に関しては、その根拠、行為主体などに注目し、これまでの先行研究で主張してきた、「戦争の有罪性」とは、主に戦争の侵略性であるとの解釈を一から見直した。加えて、米国の「戦争の有罪性」でもある原爆投下というフィルターも通して分析を進めた。

本論では、第1章及び第2章でプログラム開始前、第3章及び第4章でプログラム開始後、第5章及び第6章でプログラム転換後の検証を行うという3部構成をとっている。まず第1章では、戦時中に日本軍兵士の士気を下げ投降を促すための心理作戦に従事していたスタッフによりプログラムが遂行されたことに注目し、対日心理作戦をプログラムとの連続性との視点から検証した。プログラムの政策立案者であるブラッドフォード・スミスは、その日本滞在経験から日本人に対する知識が深く、日本の行った残虐行為に高い関心を持っていた。さらに、日本が戦争へと向かった最大の要因を言論弾圧と考えていた。一方、対日心理作戦で重視されたのは、①軍国主義者と天皇・国民の間に楔を打ち込むこと、②真実の情報を伝えることであった。さらに軍国主義者の罪には、日本軍兵士に対する非道な扱いや残虐行為によって日本の評判を陥れた「日本人に対する罪」が含まれていたことは注目に値する。この対日心理作戦は、日本の敗戦が濃厚となると、ターゲットを徐々に日本本土の国民に移していった。日本国民に対する心理作戦でも、軍国主義者と天皇・国民の間に楔を打つこと、真実を伝えることをモットーに展開され、それは国民の終戦受け入れにおいて、また、占領政策の円滑な推進において、効果を発揮した。「ウォー・ギルト・プログラム」はある意味日本国民に対する心理作戦としての面を持つ。そのため、戦時中の日本国民に対する心理作戦での経験が、占領開始後のプログラムに大きな影響を与えたことが推察される。

続いて第2章では、無条件降伏という、国家間の戦争で初めて用いられた戦争終結方法に着目した。無条件降伏をめぐる解釈の違いは、日本政府と占領軍の間に様々な軋轢を引き起こした。日本側が、敗戦の原因を原爆投下におき、原爆投下批判の国際世論を形成するための工作を企てたこと、さらに占領軍に対し様々な要求事項をつきつけたことで、占領軍は日本が敗戦の意味を理解していないと捉えた。そのため「軍事的な完全敗北」を理解させる必要性が生じた。さらに、占領軍が重視していた捕虜虐待及び占領地域での残虐行為に関して報道がなされていなかっことで、戦争に対する罪の意識がないと捉えられた。また、マッカーサーの戦争犯罪に対する政策が宥和的であるとの批判が米国内でおこったことで、彼の占領における主導権を確立のためにも、残虐行為に対する厳しい対応が迫られていた。こうした背景のもと、米国国務省での占領政策策定段階では登場しなかつた「戦争の有罪性」なる言葉が、占領開始後に初めて登場し、「ウォー・ギルト・プログラム」が開始されることになった。これまでの先行研究では、プログラムの個別内容に焦点が当てられ、その開始の背景は明らかにされていなかった。本論で初めて明らかとされた

プログラム開始の背景は、占領初期の政策を特徴づける上で、意義があるものと考える。

このようにして開始されたプログラムは、当初「残虐行為」の暴露と「戦争の真実」を提示することに力を注いでいた。第3章では、占領地域における虐殺行為の罪で裁かれたフィリピン方面総司令官山下奉文大将のBC級戦犯裁判報道を、第4章では、「太平洋戦争史」及びラジオ番組「真相はこうだ」を取り上げて、プログラムの内容を検証した。

GHQは当初から捕虜虐待をはじめとする日本軍の残虐行為を重視していたこともあり、最初のBC級戦犯裁判である山下裁判を日本国民に理解させることは、CIEにとっての最重要課題でもあった。しかしながら、山下はシンガポールを陥落させた英雄であり、また山下自身が残虐行為に直接関わっていなかったこと也有って、国内では山下に対する同情が強く、報道も山下寄りであった。そのため局長のダイクは新聞各社に対し公平な報道を行うよう命令を出したが、何故山下が裁かれねばならないのかといった日本側の根底にある認識を変えることができなかった。そのため、こうした認識を変える手段として、新聞懇談会での質疑応答を通して、自ら学ぶという手法へと移っていった。

一方、なかなか進まなかった天皇制論議が、共産主義者を起用したラジオ番組「座談会」での天皇制論議後、一気に盛んになったことで、ラジオの影響が再認識された。CIEは国民への啓蒙はラジオを重視することにし、様々な戦争犯罪関連番組を制作した。山下裁判を理解させるための番組では、山下が絞首刑になったという事実は、軍人として処罰されるのではなく、犯罪人として処罰されることであることに言及した。山下に関しては、新聞懇談会でも、山下の罪は（日本の評判を陥れたという点において）日本人に対する罪であること、戦争に敗れたために裁判にかけられているわけではないことに言及し、残虐行為の罪を新聞編集者に理解させる試みがなされた。

戦時中の対日心理作戦で言及されていた「日本人に対する罪」の概念が引き続きプログラムでも言及されたことは、プログラムが対日心理作戦からの連續性を持ったものであることを示すと同時に、「戦争の有罪性」には、「日本人に対する罪」に代表される人道的見地からの罪が含まれていたことをも示しているとも言える。

続いて第4章では、これまでの先行研究で焦点が当てられていた「太平洋戦争史」及び「真相はこうだ」の再検討を行った。その結果次のことが明らかとなった。まず、「太平洋戦争史」序章で強調されたのは、軍国主義者が真実を隠していたこと、弾圧諸法令による言論弾圧により戦争への道が開かれたことであった。次に、「太平洋戦争史」は、前半部の開戦の経緯よりも後半部の戦闘開始後の経緯に多くの頁が割かれており、敗戦の経緯を理

解させることに重点が置かれていた。加えて、南京大虐殺などの残虐行為にも多くの頁が割かれていた。こうしたことから、CIE が提示したかった戦争の真実とは、戦争が侵略戦争であることは当然であるが、それ以上に「軍事的な完全敗北」と「残虐行為」に焦点があてられ、国民が軍国主義者によって騙されていたことであったことがわかる。

さらに「太平洋戦争史」には、東京裁判で示された世界征服のための共同謀議という重要な論点が盛り込まれていないことなどから、少なくとも東京裁判を見据えて書かれたものでなかつたことが明らかとなった。

この傾向はラジオ番組「真相はこうだ」でも見られた。「真相はこうだ」は日本人には馴染みの薄い米国式手法を用いていたため、批判が多くなったことで知られているが、重要視されていたことは、戦争の隠されていた事実を知らせることであり、個別の戦闘状況及び残虐行為に焦点があてられていた。

こうした CIE が示した「戦争の真実」の受け入れは、帰還兵から語られた戦争の事実及び元々国民が持っていた軍部に対する反感などもあり、おおむね受け入れられた。一方、戦争が侵略戦争であることに関しては、それまで自存自衛のための戦いと信じていた人々にとっては受け入れ難い面もあった。

第 5 章以降は、これまでの先行研究では明らかにされていなかった、1946 年以降のプログラムに関し、「真相はこうだ」の後番組「真相箱」の検証を通して考察した。1946 年に入り、1 月に「天皇の人間宣言」、「公職追放」、2 月に憲法改正案の受け入れ閣議決定と、新たな日本政治体制の骨格が固まつていった。と同時に、マッカーサーの確固たる主導権が確立され、占領は軌道に乗り始めた。これにより、プログラムは国民感情に配慮するという宥和的路線への変化を遂げた。さらには東京裁判審理が開始されたことで、東京裁判に沿つた内容へと変わっていった。しかしながらこの時期以降、CIE 及び国民とともにプログラムから関心が遠のき、次第にプログラムは下火になつていった。

ところが、東京裁判判決を控えた 1948 年に入って、東條贊美の傾向が高まりつつあつたこと、さらには、原爆投下批判の高まりの恐れもあることから、CIS（民間諜報局）から新たなプログラムの提案がなされた。第 6 章ではこの新たな提案を基に、実際に何が行われたのかを検証した結果、新たなプログラムは計画こそなされたが、大々的な政策は行われなかつたことが明らかとなつた。その理由として、早期講和が模索されていたこの時期に日本人への啓蒙教育を行うことは、独立は時期草々との印象を国際社会に与えることになり好ましくない、との CIE の判断が働いたことが挙げられる。

他方、CIE がプログラム開始当初から向き合い、また新たなプログラム提言のきっかけともなった原爆投下批判に関しても、積極的な情報発信はなされなかった。しかも数少ない発信情報も、主張が一貫せず、他部署以上に原爆関連報道を封印する姿勢が見られたことから、自身の有罪性に対する葛藤が見て取れる。

以上の考察により、「ウォー・ギルト・プログラム」に対して新たに得られた知見は、以下のとおりである。第一に、プログラムは、占領開始後の日本側の対応から、「軍事的な完全敗北」と「残虐行為」を理解させる必要性が生じたことで開始された。それは、2度と米国の脅威にならない民主国家を建設するために軍国主義思想を取り除くという長期的な目的だけでなく、占領政策を軌道に乗せるためという、短期的かつ極めて政治的な目的を持っていた。

第二に、プログラムにおける国民に理解させるべき「戦争の有罪性」とは、戦争の侵略性をも含みながらも、残虐行為の罪とそれがなぜ罪であるのかの概念を重視していた。その罪の中には、捕虜虐待のような法的な罪だけでなく、自国の兵士に対する非道な扱いのような人道的な見地からの罪も含まれていた。この点において、プログラムは戦時中の対日心理作戦の流れを引き継ぎ、連續性を持ったものであったことが指摘される。

第三に、プログラムは、情報発信を通じての啓蒙という点においては、東京裁判開始前後から質量ともに異なるものへと変化した。その背景には、占領管理体制及び日本民主化的土台が確立されたことがあった。

プログラムの最大の意義は、元来国民の間に存在していた軍国主義者の責任と罪に対して、お墨付きを与えたことであった。その結果国民は戦争を主体的に捉えることをせず、反軍国主義のイデオロギーが生まれることになった。もう1点、プログラムの意義として、隠されていた戦争の事実を明らかにしたことが挙げられる。戦後様々な戦争責任論が議論されたが、これら議論の前提となったのは、占領期に CIE 及びその意向に沿ったメディアによって明らかにされた戦争の事実を、国民が共有していることであった。

最後に、占領政策に対する知見として、1946年初頭の政策手法の転換の重要性を指摘したことが挙げられる。宥和路線への転換に加え、双方向性を取り入れたことは、占領の成功に大きく寄与した。その意味で、1946年の転換点は、占領政策の方向転換を示す「逆コース」同様に占領史における重要転換点と捉えることができる。

